

社員総会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人福野アソシエイツ（以下「当法人」という。）当法人の社員総会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 社員総会はすべての理事をもって構成する。

2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。

(社員総会の開催)

第3条 社員総会は、通常社員総会と臨時社員総会の2種とする。

2 通常社員総会は、毎年定期に、年1回開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第4条 社員総会は代表理事が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、代表理事に事故があるときは、代表理事以外の理事が社員総会を招集する。

(招集の通知)

第5条 社員総会を招集するときは、開催日の5日前までに、各理事に対して書面（ファクシミリ又は電子メールによる文書を含む。）をもって通知を発しなければならない。

(招集手続きの省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく社員総会を開催することができる。

(議長)

第7条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、出席理事のうちから議長を互選する。

(社員総会の運営)

第8条 社員総会は、存任する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議長は、社員総会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

4 理事は、社員総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

5 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、社員総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

(決議)

第9条 社員総会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第10条 前条の規定にかかわらず、理事が社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異論を述べたときは、この限りではない。

2 理事は前項に定める提案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、その旨及びその理由を代表理事（代表理事において自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、他の理事）に申し出るものとする。

(報告の省略)

第11条 理事が理事の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を社員総会に報告することを要しない。

(関係者の出席)

第12条 社員総会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め

て、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 社員総会の議事については、法令及び当法人の定款で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、別表に掲げる場合の区分に応じ、出席した代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事）は、当該議事録に記名押印又は法令に従い電子署名するものとする。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(権限)

第15条 社員総会は、当法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事の選定及び解職その他法令又は当法人の定款で定める職務を行う。

(決議事項)

第16条 社員総会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 代表理事の選任及び解任
- ハ 重要な財産の処分及び譲受け
- ニ 多額の借財
- ホ 重要な使用人の選任及び解任
- ヘ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ト 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- チ 利益相反等取引の承認
- リ 事業計画書、収支予算書等の承認
- ヌ 貸借対照表、損益計算書等の承認
- ル その他法令に定める事項

(2) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更

- ロ 重要な事業その他の争訟の処理
- ハ その他当法人の規程に定める事項
- ニ その他社員総会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第17条 理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、利益相反等取引を行う前に社員総会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第18条 社員総会は、その決議により、理事の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の理事の責任の免除に関する議案を社員総会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

(改廃)

第19条 この規則の改廃は社員総会の決議による。

附則

- 1 この規程は、令和7年1月31日から施行する。